

令和 8 年度

県単港湾整備（港建特別）工事
（中央埠頭野積場舗装工その2）

特 記 仕 様 書

千葉港 葛南中央地区
船橋市潮見町

千葉県葛南港湾事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月）以下（『共通仕様書』という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通 特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示す とおりとする。
3. 共通仕様書及び本特記仕様書に定めがない場合、関係機関等の仕様に基づき施工する。

第2条 工 期

1. 本工事の工期は、契約の翌日から110日間とする。
なお工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日+天候等による作業不能日）/実働日数	0.78
うち休日（土日、祝日、夏季休暇）	18日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間／年間
 - ロ) 8時から17時までのWBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 週休2日制適用工事（港湾関係工事）

1. 本工事は、週休2日制適用工事（港湾関係工事）である。
2. 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が週休2日交代制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交代制工事に変更することができる。
4. 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事（港湾関係工事）試行要領（令和6年10月版）」に基づき行うこと。

第4条 工事中の安全確保

1. 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」、「港湾工事安全施工指針」、「潜水作業安全施工指針」及び「作業船団安全運航指針」を参考とし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受

注者を拘束するものではない。

2. 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守して災害の防止を図らなければならない。
4. 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
5. 受注者は、工事期間中を安全巡視行い、工事区域及びその周辺の監視並びに連絡を行い、安全を確保しなければならない。
6. 受注者は、本工事に先立ち、地先漁業協同組合をはじめとする各関係機関、港湾施設利用者に工事の概要や期間等を周知し、現場付近の船舶の航行に際し注意喚起するものとする。
7. 工事実施期間中、野積場出入口に交通誘導員 1 人を配置するものとする。

第5条 工事現場管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 - ①過載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - ②さし柰装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - ③過積載車両、さし柰装着車、不表示車等に土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - ④取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柰装着車不表示車等に土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - ⑤建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請業者及び骨材納入者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ⑥不法・違法無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
 - ⑦以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6条 中間検査の対象工事

1. 本工事は、中間検査実施細則に基づき中間検査を実施する。
2. 中間検査は下記の工種の施工段階において行う。この際、受注者は、所定の様式により、発注者に中間検査願いを提出しなければならない。ただし、中間検査願いの提出時期は、中間検査を予定する日より 1 週間前以上とする。

区 分	指定工種	項目・時期
港湾施設	舗装	路盤工の一部又は完了時

3. 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

第7条 段階確認

1. 受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	規 格	施工段階（確認時期）
舗装工	上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-40 発生材	完了時

第8条 作業区分

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作 業 区 分	施 工 区 分
昼 間 作 業	全ての工事

ただし、上記区分の変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第9条 施工体制台帳

1. 受注者は、施工体制台帳に係る書類については、「千葉県建設工事適正化指導要綱」（令和 8 年 4 月）により作成し工事着手までに主任監督職員に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、そのつど提出しなければならない。

第10条 施工体制の点検

1. 受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

第11条 関係機関の協議・手続き

1. 受注者は本工事契約後、速やかに関係機関との協議・手続きを行うこと。

第12条 工事期間中の被害

1. 本工事施工中には岸壁からの油類・木材等の流失防止及び水質汚濁の防止に努めること。なお、不時の波浪等により流失があった場合、速やかに状況を調査し監督職員に報告すること。
また、その処理にかかる負担は受注者において処理すること。
2. 一般交通及び一般船舶等との事故防止については、細心の注意を払うこと。万一事故が発生した場合は速やかに監督職員に報告するとともに、その対応については受注者の責任において行うこと。

第13条 建設副産物

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成しなければならない。

◎作成対象工事

請負金額 1,000 千円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

- 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- （3）建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材は、船橋市西浦地先、片道運搬距離4.0kmの前田道路(株)に運搬し、処理するものとする。

3. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスコン塊は、船橋市西浦地先、片道運搬距離4.0kmの前田道路(株)に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 材 料

第14条 JIS製品記号

1. 設計図書中のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行（以下、「新JIS」という。）に伴い、すべて新JIS製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読みかえて使用できるものとする。

ただし、旧JISに対応した材料を使用する場合は、読みかえずに使用できるものとする。

第15条 材料の確認

1. 本工事に使用する材料は、設計図書によるものとするが設計図書に記載のない場合は共通仕様書によるものとする。ただし、双方に記載のない材料を使用する場合は、材料の品質証明書・成績表等を工事に使用する前に監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、監督職員の下記の指示する材料については、監督職員の承諾を得た方法により、検査を受けなければならない。また、材料の仕様にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

（1）半たわみ性舗装

①半たわみ性舗装に用いるアスファルトは、開粒度アスファルトあるいはこれと同等品以上のものを使用すること。

②アスファルト混合物について、下記に示す性状のものでなければならない。

密度	安定度	フロー値	空隙率	突固め回数
g/cm ³	kN	1/100 cm	%	回
1.90 以上	2.94 以上	20～40	20～28	50

- （2）半たわみ性舗装に用いる浸透用セメントミルクについて、目標性状を下記に示すものでなければ

ばならない。

項目	標準的性状	試験方法
フロー値（Pロート）（秒）	10～14	舗装調査・試験法便覧 C041
圧縮強度【7日養生】（MPa）	9.8～29.4	JIS R 5201
曲げ強度【7日養生】（Mpa）	2.0以上	舗装調査・試験法便覧 C042

※上記により難しい場合には監督職員に協議の上、指示又は承諾を得ること。

第16条 区画線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1) 溶融式

名称	規 格	数量（kg/km以上）				備考
		15 cm	20 cm	30 cm	45 cm	
ペイント	JIS K 5665 3種-1号	475	633	942	1417	t=1.5mm ロスを含 まない
ビーズ	JIS R 3301-1号	20	26	40	60	
プライマ		25	33	50	75	

2. 区画線設置の巾及び色彩は、下表のとおりとする。

種 別	巾（cm）	色彩	摘 要
野積場区画線	15	黄	

第3章 一 般 施 工

第17条 工事基準面

1. 本工事の基準高は、任意基準面（DL）としている。ただし、基準高の決定にあたり、既設基準点の精度を確認する必要があるため測量確認後、監督員の承諾を得るものとする。

第18条 路盤工

1. 路盤設置のための掘削は、路床土となる部分を出来るだけ乱さないように施工し、路盤施工面の基面整正を締固め機械にて行うこと

第4章 そ の 他

第19条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第20条 アスファルト舗装切断時に発生する排水の適正な処理

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2. 処理施設は以下のとおりとする。なお、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

- a) 受け入れ場所 千葉県八千代市吉橋地先
千葉丸辰道路(株)、片道運搬距離 18.1 km

第21条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：PDF データ
- (3) 特記仕様書(施工条件の明示含む)：Microsoft WORD データ

第22条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形(実測値)を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第23条 付則

- 1. 本特記仕様書に記載のない事項については、千葉県土木工事共通仕様書、港湾工事共通仕様書によるものとし不明な点については監督職員と協議するものとする。
- 2. 工事期間中は既設構造物、地下埋設物への影響のないように努めることとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない